

山梨県耕作放棄地対策指針の概要

山梨県の耕作放棄地の現状

●H26荒廃農地の発生・解消状況調査

耕作放棄地面積	6,670ha
A分類:再生利用可能	2,735ha
(うち農用地区域内)	1,731ha)
B分類:再生利用不可能	3,935ha
(うち農用地区域内)	1,647ha)
解消面積	220ha
(うち農用地区域内)	170ha)

耕作放棄地の増加による影響

- ・農地の効率的利用や利用集積の阻害
- ・食料の生産基盤としての農地減少
- ・病害虫、有害鳥獣の被害拡大
- ・農村景観の悪化
- ・産業廃棄物、家庭ごみ等不法投棄 等

耕作放棄地対策推進上の課題

- ・中山間地域を中心に小規模農地が分散
- ・農地条件と借り手ニーズとのミスマッチ
- ・条件整備に要する期間、経費
- ・農地所有者の売買や貸借に対する意識
- ・B分類(再生利用が困難)とされた農地の取り扱い 等

<耕作放棄地解消の目標>

- ◆「新・やまなし農業大綱」(H27.12):耕作放棄地を減らし農地を有効活用する。
- ◆「山梨県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」(H26.3)
H35年度までに荒廃した耕作放棄地を3,000ha解消する。

A分類に区分された農振農用地「優先解消農地」を中心に、毎年180haの解消を進める

1耕作放棄地情報の把握・整理と積極的な活用

- (1)各種調査により、耕作放棄地の現状把握と解消計画の検討
優先解消農地 [担い手に集積する農地
多様な活用方法により保全を図る農地]
- (2)優先解消農地を中心とした情報発信
- (3)農地の出し手と受け手のマッチング

2耕作放棄地の解消と発生防止に向けた取組の推進

- (1)「優先解消農地」の活用方策
 - ①多様な担い手による解消・利用集積
 - ・認定農業者、地域営農組織等
 - ・新規就農者、他業種の企業参入、JA出資法人等
 - ②各種助成制度を活用した取組の推進
 - ③従来の営農にとられない多様な取組の推進
 - ・畜産農家による利用促進(飼料生産、放牧等)
 - ・地域の実情に合った作物導入(薬用植物、
景観作物の栽培等)
 - ・都市農村交流による活用
 - ④耕作放棄地の解消に向けた気運の醸成
各種対策の周知と活用推進
- (2)「B分類農地」の取り扱い
 - ・再生利用が困難な農地の整理(一定基準による非農地化)

県、市町村、耕作放棄地対策協議会、農業委員会、
農地中間管理機構、JA等の連携により推進する。

関連事業等

●各種事業を活用した解消
(耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、機構借受農地整備事業、農地中間管理推進事業 等)

●基盤整備の推進
(耕作放棄地等再生整備支援事業、中山間地域総合整備事業、農地環境整備事業 等)

●地域の共同活動促進
(中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金 等)

●多様な取組の推進
・畜産農家等による利用の促進(耕作放棄地対策放牧推進事業 等)
・地域の実情に合った作物導入(新規作物実証展示ほ等)
・都市農村交流による活用(市民農園、体験農園 等)